

【抜粋】逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針

3 基本構想改定及び中期実施計画策定に当たっての変更点と個別方針等

3-1 主な変更点

2で挙げた背景認識のもと、市民により分かりやすく、合理的、効果的な計画とするため、基本構想改定及び中期実施計画策定に当たっては、次のような変更を行うこととします。

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化

市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、2014年（平成26年）に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、国・県の総合戦略を勘案して、人口減少克服と地方創生に取り組むための方向性とその具体的な施策を示した計画です。

一般的に総合計画は当該自治体の総合的な振興・発展等を目的としていること、総合戦略に求められている数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することが義務付けられていないことなどから、総合戦略は総合計画とは別のものとして策定されます。ただし、人口減少克服と地方創生という目的をもち、総合戦略で求められる要件を備えている場合には、両者を一つのものとして策定することが可能とされています。

人口減少克服と地方創生は、市の総合的かつ計画的な行政運営を進める上で重要な課題であることから、これまで総合計画をベースに総合戦略を策定してきました。こうした計画の二重性の解消や、市民の理解度の向上、進行管理等事務手続きの合理化を図るため、中期実施計画の策定に当たっては総合戦略と一体化させることとします。

(2) 都市計画マスタープランの分離

現総合計画はまちづくり基本計画と一体化し、まちづくり基本計画は都市計画法18条の2に基づく都市計画マスタープランを包含するものと位置付けられています。総合計画の中では都市計画マスタープランの記載箇所を明示していないため、市がめざす都市計画の方向性等が分かりにくくなっています。この状態を解消するため、都市計画マスタープランについて整理し、改めて策定することにより、市のめざす方向性を別に明示することが必要です。それによって、市民に対する説明力を向上させ、市の都市計画への理解・協力を得られるよう進めることができます。

なお、都市計画マスタープランは、総合計画から分離をするものの、総合計画とまちづくり基本計画は一体化していることから、都市計画マスタープランに該当するとみられる記述について、総合計画から削除等の変更は行いません。

(3) 基幹計画・個別計画との相互連携の見直し

現基本構想において、基本構想の体系「めざすべきまちの姿（5本の柱）」と「取り組みの方向」に対して、原則それぞれに対応する基幹計画、個別計画を策定することとし、市の行政計画は総合計画を最上位に、基幹計画、個別計画の三層に体系化しました。また、三層の計画に共通してリーディング事業を盛り込むことで、三層の計画を連動させて一体的に計画の推進を図ることとしました。この考え方に沿って既存の計画を計画体系に位置付けたり、新たな計画を策定したりすることで、位置付ける必要性の低い内容まで計画に位置付けなければならなくなったり、計画期間を総合計画に合わせたり、計画数が増えたりという状況になりました。また、進行管理を三層の計画で統一させることで、基幹計画・個別計画を推進する上での柔軟性の低下や事務作業の増加等の課題が生じました。

市の行政計画は基本構想に沿って策定されるべきですが、その考え方に合わせるためにひずみが生じることは、計画的に行政を進めていく上で合理的とはいえません。各計画の運用の柔軟性を上げる一方、合理化を図るため、市の基本構想の体系に対応させる形で原則計画を策定するという考え方を改め、各行政計画の必要性は、それぞれの分野ごとに個別に判断することとします。また、進行管理の方法についても各基幹計画・個別計画と連動させる形ではなく、それぞれの計画に合った適切な方法で行うものとします。

(4) 総合計画策定条例の見直し

2011年（平成23年）5月の地方自治法の改正により「議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行う」という規定がなくなりました。このことを受け、2014年（平成26年）に市として総合計画の策定を行うこと、策定等を行うときは議会の議決を経ることを総合計画策定条例により規定しました。これにより、2015年（平成27年）1月の現総合計画（基本構想、前期実施計画）の策定、2019年6月と2020年3月の前期実施計画の改定においては、市議会に計画案を提案し、議決を経て決定してきました。

一方で、総合戦略については議会と両輪となって推進するため、策定段階や効果検証段階で十分な審議が行われることが求められています。本市においては市議会全員協議会において案の段階で意見交換を行い、柔軟に意見を反映させてきました。中期実施計画を策定する際に総合戦略を一体化するに当たり、こうした取り組みを行うとともに、国の制度改正や状況変化に伴う簡易な計画修正を適時行うことができるよう、総合計画策定条例を見直し、議決の対象から実施計画を外す手続きを行うこととします。